

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和8年度 下建終修 第3号
2	工 事 名	水処理センターNo.2脱水機駆動ローラ軸受等修繕
3	工 事 場 所	八代市新港町三丁目
4	工 種	機械器具設置工事
5	工 事 概 要	交換部品 ・軸受 22224BKD1+H3124X 2式 ・位置決輪 SR215×12 2式 ・オイルシール TC110X×140×14 1枚 ・オイルシール TC135X×165×14 2枚 ・パワーロック PL090×130AS 1式
6	契 約 金 額	¥2,750,000
7	契 約 日	令和8年5月26日
8	工 事 期 間	令和8年5月27日 ～ 令和8年7月17日
9	請 負 業 者	住 所 福岡市南区横手一丁目12-48 商号又は名称 (株)西原環境 代 表 者 支店長 仲元寺宣明

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方公営企業法施行令第21条の13第2号

本件は、水処理センターのNo.2脱水機のローラ部の軸受等が破損したため、取替えを行うものです。

水処理センターには脱水機が2台設置しており、処理した汚泥の水分を除去する目的で、毎日稼働させる必要のある重要な機器です。現在No.1脱水機のみで運転していますが、1台では能力が不足しているため、1台運転が長期化すると消化槽があふれ、水処理及び汚泥処理に支障をきたし市民の生活に多大な影響が生じる恐れがありますので、早期の復旧が必要です。

対象機器は(株)西原環境製の脱水機であり、(株)西原環境でなければ交換部品の詳細がわからず、材料の手配・整備及び試運転ができません。

したがって、その性質又は目的が競争入札に適しないことから、地方公営企業法施行令第21条の13第2項を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和8年7月15日

契 約 結 果 表

- | | | |
|----|-----------------------|--|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和8年度 農管 第1号 |
| 2 | 工 事 名 | 昭和第二排水機場1号主エンジン分解整備工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市昭和同仁町 |
| 4 | 工 種 | 用排水ポンプ設備工事 |
| 5 | 工 事 概 要 | 用排水ポンプエンジン分解整備 一式 |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥21,032,000 |
| 7 | 契 約 日 | 令和8年5月29日 |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和8年6月1日 ～ 令和9年3月12日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 福岡市東区多の津2-3-1
商 号 又 は 名 称 ダイハツインフィニアース西日本(株)
代 表 者 代表取締役社長 三浦雄一郎 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

昭和第二排水機場は農用地の湛水防除を目的とした施設であり、排水路から流れてくる水をポンプで強制的に海へ排水している。

本件は、昭和第二排水機場における排水ポンプ用ディーゼルエンジンについて、機器を分解し内部部品の調査点検を行い、故障及び機能が低下した部品の交換・整備を実施するものである。

本工事の一部としてシリンダヘッドの製造・取替を予定しており、シリンダヘッドの金型及び加工技術、詳細図面等を有しているのは、当該エンジンの製造者であるダイハツインフィニアース西日本株式会社しかおらず、競争入札に適しないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、排水ポンプ用ディーゼルエンジンの部品製造及び整備が可能であるダイハツインフィニアース西日本株式会社と随意契約を行うものである。 |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。